

# フリーマーケット実施要領

那須野が原公園管理事務所

## I. 出店資格

- ①出店者（代表者）は開催年度の4月1日時点で満19歳以上であること。
- ②出店者は、販売を業としていないこと。但し、本来の業とは関わりのない、家庭の不用品のみを販売すると主催者が認めたものについては出店を認める。
- ③その他主催者が不適当と判断するものの出店は認めない。（規則を守れない者、暴力関係者等）

## II. 出店条件

- ①1区画あたり4m×3mとし、使用区画数に応じて出店料を支払うこと。
- ②出店料は、1区画当たり1,000円とする。
- ③区画内での販売はその他の規則に合致している限り自由とし、売上は出店者に帰属する。
- ④雨天時は中止とする。
- ⑤出店に必要な物品、釣銭などは出店者が用意すること。
- ⑥他の出店者、一般の公園利用者の迷惑となるような行為は一切禁止とする。
- ⑦販売品は、一般家庭での不要品とする。
- ⑧古着等は洗濯して清潔な状態で出品すること。
- ⑨以下の物品の販売は禁止する。
  - (1) 飲食品類・生鮮食品類（野菜、たばこ、酒類を含む）
  - (2) 薬品類（医薬品を含む）
  - (3) 生き物（動物・昆虫等）
  - (4) 植物（苗・種子含む）※ポプリ・ドライフラワー等乾燥品は除く
  - (5) 違法コピー商品（偽ブランド品等）
  - (6) 危険物（石油、ガス類・模造刀・モデルガン・ナイフ・包丁等）
  - (7) 商品説明を偽ったもの（骨董品の詐欺販売等）
  - (8) 当日、同じ会場内で購入または調達した物
  - (9) 法律上販売できないものや教育上好ましくない物
  - (10) その他主催者が不適当と判断する物（くじ・高価な物・故障品・盗品等）
- ⑩販売において以下の物品の使用は禁止する。
  - (1) 拡声器
  - (2) 発電機
  - (3) 販売区画内もしくは周囲に車両を置いての販売
- ⑪人身、物損、盗難等の事故、及び販売品についての苦情等に関しては、当事者間の責任とし、主催者は一切の補償をしない。
- ⑫売れ残った販売物、及び販売に際し発生したゴミは、出店者が持ち帰り処分すること。
- ⑬その他、主催者の指示に従うこと。指示に従えない場合は出店を中止する。また、悪質

な違反を行った者については、今後の出店を受付けない。

### Ⅲ. 申込方法

- ①出店の申込は実施前日の午後4時までとする。電話での申込み可。ただし、申込が最大出店区画数分（通常は25区画）に達した時点で締切りとする。
- ②出店受付締切り時に申込が4件未満であった場合、開催を取りやめることがある。
- ③出店申込者は、この要領及び別に定める覚書の内容に同意する場合は、記名押印し1部を管理事務所に提出すること。この覚書は年度ごとに取り交わすものとする。
- ④出店当日は、搬入前に管理事務所で受付（覚書の提出、出店区画の確認、出店料の納付）をすること。受付時間は午前9時から午前10時までとする。
- ⑤出店区画は、抽選によって決定する。

### Ⅳ. 会場、販売時間及び搬入出

- ①会場は、管理事務所前広場、郷土の広場及び広場に接する園路上とする。
- ②搬入は午前9時から午前10時の間に行うこと。
- ③搬入、搬出のため車両を乗り入れる場合、作業が終わったら速やかに車両を一般駐車場に移動すること（関係者駐車場には駐車しないこと）。また、園内での制限速度20km/hを守り、通行は常に一般の利用者を最優先とすること。
- ④販売開始時間は午前10時からとして広報するが、搬入が終わり次第販売しても良い。
- ⑤販売終了時間は午後4時までとし、午後5時までに搬出を終えること。

### Ⅴ. その他

- ①販売区画内は禁煙とする。（喫煙は所定の場所ですること）
- ②悪天候時の出店の可否は、出店者の自己判断とする。
- ③出店後、天候の悪化などいかなる理由で販売を中止する場合でも、出店料の返金はない。
- ④何らかの理由により出店申込者の多数が出店を見合わせた場合、出店者と協議し同意を得られれば午前10時の受付締切をもって出店区画の再配置を行うことがある。
- ⑤出店にあたっては、他の出店者や来園者等に迷惑がかかるような行為等を行ってはならない。また、出店者、来園者が快く販売等が出来るよう努めなければならない。